喜多方市医師・看護師確保事業の概要

内容　　令和７年４月

市内の医師及び看護師の充実を図るため、令和４年４月１日以降新たに市内の医療機関に雇用された者に対し家賃の一部を助成します。

対象者

◆次の要件をすべて満たすもの

(1)　医師（歯科医師を除く）または看護師（准看護師）

(2)　令和４年４月１日以降に新たに市内の医療機関に週30時間以上勤務する者

(3)　市内に住所を有している者

(4)　申請後、１年以上継続して勤務する予定の者

(5)　市内に本人名義で住居を賃借している者

(6)　主たる生計維持者（同一世帯内で最も収入が多い者）

補助金の額等

◆補助金額　　賃借料（家賃・管理費・駐車場代）の２分の１に相当する額
上限　月２８，０００円（令和７年４月以降、新規申請の方）

◆補助期間　　上限　補助開始月から12月

申請から交付までの流れ

対象者

① 交付申請
・申請書　・住民票
・賃貸借契約書の写
・勤務が確認できる書類

③ 請求　及び　実績報告
※６ケ月を経過するごと,３月分の賃借料支払い後に請求
・請求書　・　実績報告書
・賃借料の支払いを確認できる書類
・通帳の写

喜多方市

② 交付決定
※　受給資格の認定

④ 支払い

⑤ 額の確定・精算

◆問い合わせ　喜多方市保健福祉部保健課　地域医療推進室　℡0241 - 24－5224